第三条第二項第九号ハ中「ふっ素樹脂」の下に「（ふっ素の含有量が全重量の三五パーセントを超える重合体又はエラストマーに限る。）」を加え、同号に次のように加える。

ル　ニオブ又はニオブ合金

第五条第十六号中ホをヘとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　フィラメントワインディング装置であって、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの又はその制御装置若しくはマンドレル

（一）繊維を位置決めし、包み及び巻く作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が二以上のもの

（二）複合材料からなる構造体を製造するため、又は繊維状の物質をラミネートするために特に設計したもの

（三）直径が七五ミリメートル以上の円筒形の管を製造することができるもの

第五条第二十一号チ中「及び（二）」の下に「又は（三）」を加え、同号チに次のように加える。

（三）引張強さが二〇度の温度において一、五〇〇メガパスカル以上となるもののうち、外径が七五ミリメートル以上の棒又は円筒形のもの

第五条に次の九号を加える。

四十一　リング形磁石であって、次のイ及びロに該当するもの

イ　外径と内径の比が一・六対一以下のもの

ロ　次のいずれかの材料で構成されるもの

（一）アルミニウム、ニッケル及びコバルト

（二）フェライト

（三）サマリウム及びコバルト

（四）ネオジム、鉄及びホウ素

四十二　シート状又はストリップ状の磁性合金であって、次のイ及びロに該当するもの

イ　厚さが〇・〇五ミリメートル以下のもの又は高さが二五ミリメートル以下のもの

ロ　次のいずれかの材料で構成されるもの

（一）鉄、クロム及びコバルト

（二）鉄、コバルト及びバナジウム

（三）鉄、クロム、コバルト及びバナジウム

（四）鉄及びクロム

四十三　周波数変換器であって、次のイ及びロに該当するもの

イ　四〇ワット以上の出力を得ることができるもの

ロ　出力が二相以上のものであって、周波数が六〇〇ヘルツ超二、〇〇〇ヘルツ未満の出力を得ることができるもの

四十四　アルミニウム合金（鍛造したものを含む。）であって、引張強さが二〇度の温度において四一五メガパスカル以上となるもののうち、外径が七五ミリメートル以上の棒又は円筒形のもの

四十五　炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維又は炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維を用いたプリプレグであって、次のいずれかに該当するもの

イ　炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維であって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）比弾性率が三、一八〇、〇〇〇メートルを超えるもの

（二）比強度が七六、二〇〇メートルを超えるもの

ロ　イに該当する繊維に熱硬化性樹脂を含浸したプリプレグであって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）繊維状のもの

（二）幅が三〇ミリメートル以下のテープ状のもの

四十六　レーザー溶接機

四十七　数値制御を行うことができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる軸数が四又は五のもの

四十八　プラズマ切断機

四十九　金属水素化物

第七条中「及び（二十二）」を「、（十四）、（二十二）、（二十三）及び（三十一の二）」に改め、第二号を第三号とし、同条に次の二号を加える。

四　検査法施行令別表の六の項（二十三）に定めるもの　スノーモービル（アメリカ合衆国通貨二、〇〇〇ドルに相当する額を超えるものに限る。）

五　検査法施行令別表の六の項（三十一の二）に定めるもの　身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品及び水泳用又は水遊び用のプール並びに履物（スケート靴、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）、スノーボードブーツ、レスリングシューズ及びボクシングシューズその他スポーツ用の履物（スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリッグ、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの（サイクリングシューズを除く。）に限る。）

第七条第一号の次に次の一号を加える。

二　検査法施行令別表の六の項（十四）に定めるもの　食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のもの及び身辺用模造細貨類

本則に次の一条を加える。

第八条　検査法施行令別表の八の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　石炭であって、次のいずれかに該当しないもの

イ　北朝鮮以外の国又は地域において採掘された石炭であって、かつ、羅津（羅先）港から北朝鮮以外の国又は地域に向けて北朝鮮を通じて輸送されたと当該石炭の輸入国が確認するもの（輸入国が、事前に国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会に通報し、かつ、輸出が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千七百七十四号及び検査法施行令第一条第一項で定める同理事会決議により禁止されている取引その他の活動の資金獲得に該当しないもの（ただし、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会が別に定める場合は、この限りでない。）

ロ　北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号及び検査法施行令第一条第一項で定める同理事会決議により禁止されている取引その他の活動に関連している個人又は団体が関与するものではなく、専ら生計目的のために輸出される石炭であって、かつ、当該輸出が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号及び検査法施行令第一条第一項で定める同理事会決議により禁止されている取引その他の活動の資金獲得に該当しないもの（ただし、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会が別に定める場合は、この限りでない。）

二　鉄鋼及び鉄鋼製品（専ら生計目的のために輸出されるものであって、かつ、輸出が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号及び検査法施行令第一条第一項で定める同理事会決議により禁止されている取引その他の活動の資金獲得に該当しないものを除く。）

三　鉄鉱（精鉱を含む。）（専ら生計目的のために輸出されるものであって、かつ、輸出が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号及び検査法施行令第一条第一項で定める同理事会決議により禁止されている取引その他の活動の資金獲得に該当しないものを除く。）

四　金

五　チタン鉱（精鉱を含む。）